

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、路線バス事業の活性化のためのシステムの整備等に要する経費を助成することにより、公共交通機関としてのバスの利用を促進し、地域住民の生活に不可欠なバス路線の維持・整備を図るとともに、併せて、道路混雑の緩和、地球環境の改善等に寄与していくことを目的に、路線バス事業者が行うバス利用促進等総合対策事業に要する経費の一部を予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。)及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「路線バス事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかを整備する事業をいう。

- (1) バスカードシステム整備事業
- (2) ノンステップバス整備事業
- (3) バス接近表示システム整備事業
- (4) バスロケーションシステム整備事業
- (5) バス総合案内システム整備事業
- (6) バス停留所施設整備事業(上屋、ベンチ等)
- (7) 路線バス利用状況調査事業

(補助対象事業者)

第4条 (1)補助対象事業者は、本市に営業路線を有する路線バス事業者とする。
(2)前項に準ずるものとして、市長が認定した者。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く）とする。

- 2 補助事業が本市以外の区域にまたがる場合は、補助事業に係る市内のバス路線の営業距離を当該バス路線の総営業距離数で除して得た分担率（少数第2位を四捨五入し少数第1位まで算出）を、補助事業の実施に要する経費に乗じて得た額とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に別表に掲げる補助率を乗じて得た額以内の額とする。

算出した補助金額に千円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合にはその内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行う。

- 2 市長は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「決定通知書」という。）により申請

者に通知する。

(計画変更等の承認)

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市バス利用促進等総合対策事業計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、船橋市バス利用促進等総合対策事業実績報告書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金確定通知書（第5号様式）（以下「確定通知書」という。）により補助事業者に通知する。

(交付時期)

第13条

補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする

きは、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付請求書（第6号様式）（以下「請求書」という。）により市長に請求しなければならない。

（関係書類の整理）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿とともに、その内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第15条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第16条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、その財産の耐用年数（減価償却期間の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数）の期間を経過するまでは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成12年9月4日から施行する。

（令和2年3月31日までの補助率の特例）

2 令和2年3月31日までの間における別表の適用については、同表中

バス停留所施設整備事業 路線バス利用状況調査事業	50%
-----------------------------	-----

とあるのは、

バス停留所施設整備事業	100%
路線バス利用状況調査事業	50%

とする。

附則

1 この要綱は、平成13年5月25日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成13年9月4日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成15年6月16日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年6月17日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

別表

補助事業の区分	補助率等
バスカードシステム整備事業 バスロケーションシステム整備事業 バス総合案内システム整備事業 バス接近表示システム整備事業	20%
ノンステップバス整備事業	20%(25%:補助年度前年度の乗合旅客部門で経常損失が生じている場合) ただし、当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じた額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該額以内の額とする。 なお、1両当たりの補助限度額140万円と比較し、いずれか低い額以内の額を補助額とする。
バス停留所施設整備事業 路線バス利用状況調査事業	50%

(注)

1. ノンステップバス整備事業においては、第5条第2項にかかわらず表中の補助率等により算出した額以内の額とする。
2. バス車両の通常車両価格は、車両の長さにより、次の価格とする。
 - ・ 7メートル未満 : 1,340万円
 - ・ 7メートル以上9メートル未満 : 1,540万円
 - ・ 9メートル以上 : 1,880万円
3. バス停留所施設整備事業及び路線バス利用状況調査事業において、国等の補助金を受ける場合は、表中の補助率から国等の補助率を控除するものとする。

第1号様式（第7条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

バス利用促進等総合対策事業補助金の交付を受けたいので、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の種別	
補助事業の内容	
経費所要総額	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 実施設計書 4 その他補助金の交付に関して参考となる書類

第2号様式（第9条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付決定通知書

船橋市 指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあったバス利用促進等総合対策事業補助金の交付について次のとおり決定したので、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助事業の種別	
経費所要総額のうち 補助の対象となる経費	円
交付決定額	円
交付条件	1 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（注）上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

第3号様式（第10条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業
 計画変更
 ・ 申請書
 中止 廃止

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

バス利用促進等総合対策事業を 計画変更
 中 止 したいので、船橋市バス利用促進
 廃 止

等総合対策事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市 指令第 号
補 助 事 業 の 種 別			
変更又は中止(廃止)の理由			
(変 更 の 場 合)		(変更前)	
補 助 事 業 の 内 容		(変更後)	
変更又は中止(廃止)年月日		年 月 日 (予定)	
添 付 書 類			

第4号様式（第11条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、船橋市バス利用促進等総合対策事業の実施状況を次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市 指令第 号
補助事業の種類別			
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
添付書類	1 収支決算書 2 完成写真 3 領収書、又は納品書及び請求書の写し 4 その他参考となる事項		

第5号様式（第12条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付で実績報告のあったバス利用促進等総合対策事業について、次のとおり補助金の額について確定をしたので、船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市 指令第 号
補助事業の種別			
交付決定額	円		
補助対象経費精算額	円		
交付確定額	円		

第6号様式（第13条関係）

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

団体名

代表者

船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、バス利用促進等総合対策事業補助金の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	船橋市 指令第 号
補助対象事業の種別			
交 付 請 求 額	円		
添 付 書 類	1 船橋市バス利用促進等総合対策事業補助金交付決定通知書の写 2 その他（ ）		